

【別表】沿岸漁業改善資金

1 経営等改善資金

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額 (万円)	償還期間 (据置期間)
操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置	電動又は油圧駆動で、電子制御方式を備えるもの	1台 100	7年 (1年)  連携 9年(3年) バイオ 9年(1年) 六次 9年(3年)
	遠隔操縦装置	電動又は油圧	1台 50	
	サイドスラスタ	電動又は油圧	1台 400	
	レーダー	物標を3階調以上表示。電波法第4条の免許を受けたもの	1台 180	
	自動航跡記録装置	型式認定	1台 120	
	GPS受信機		1台 130	
			(合計で500)	
漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機	型式認定	1件 500	7年 (1年)  連携 9年(3年) バイオ 9年(1年) 六次 9年(3年)
	ライホー等の揚縄機		1台 120	
	ネットホー等の揚網機			
	巻取りウインチ		1台 500	
	放電式集魚灯		1セット 200	
	漁業用クレーン		1台 400	
	漁獲物等処理装置	出荷前の一次処理の機器	1台 500	
	海水冷却装置	型式認定	1台 180	
	海水殺菌装置	漁獲物への悪影響がないこと	1台 300	
	漁業用ソナー	型式認定	1台 500	
	カラー魚群探知機		1台 150	
潮流計		1台 500		
			(合計で500)	
補機関等駆動機器等設置資金	補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む)	冷態始動が可能 〔推進機関はディーゼルで外 部軸受装置及びクラッチ付〕	1台 400	7年 (1年)  連携 9年(3年) バイオ 9年(1年) 六次 9年(3年)
	油圧装置	安全弁を有すること、ディーゼル又は電動で駆動し、緩衝装置付のもの	1台 500	
			(合計で500)	
燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関	型式認定	1台 2,400	7年 (1年)  連携 9年(3年) バイオ 9年(1年) 六次 9年(3年)
	定速装置		1台 120	
	発光ダイオード式集魚灯		1セット 1,300	
			(合計で2,500)	
新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗購入又は生産、餌料の購入	農林水産大臣が定める基準に基づく水産動植物の養殖技術等	400	4年(2年) 連携 5年(3年) バイオ 5年(2年) 六次 5年(3年)
資源管理型漁業推進資金	水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置	農林水産大臣が定める基準に基づく水産資源の管理に関する取決めの締結	1,200	10年 (3年)  連携 12年(5年) バイオ 12年(3年) 六次 12年(5年)
環境対応型養殖業推進資金	養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置	農林水産大臣が定める基準に基づく漁場の保全に関する取決めの締結	2,000 〔漁場環境適正化管理協定 に基づく取組 1,200〕	10年 (3年)  連携 12年(5年) バイオ 12年(3年) 六次 12年(5年)
乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり	ストームレールの設置	50	5年 (1年)
	安全カバー装置	歯車等運動部の囲い	50	
	揚網機安全装置	揚網機を緊急に停止させる等の装置を有するもの	40	
			(合計で150)	

償還期限(据置)欄の"連携"は農商工連携促進法に係るもの、"バイオ"は農林漁業バイオ燃料法に係るもの、"六次"は六次産業化法に係るものをそれぞれ表しています。(次頁においても同じ)

( 経営等改善資金つづき )

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額 (万円)	償還期間 (据置期間)
救命消防設備 購入資金	救命胴衣	船舶安全法の型式承認を受け 検定に合格したもの	10	2年 (-)
	消火器		60	5年 (-)
	イーバブ			
	レーダートランスポン ダ	65		
	小型漁船緊急連絡装 置	緊急時に自動又は手動により 位置等の情報が海岸局の無線 機に発信されるもの	130	
		(合計で130)		
漁船転覆防止 機器等設置資 金	漁獲物の横移動防止 装置	小型漁船安全規則の規定	30	5年 (1年)
	甲板下の魚そう	甲板上の魚そうを甲板下に設 置する改造	100	
			(合計で150)	
漁船衝突防止 機器等購入等 資金	レーダー反射器	有効反射面積10m <sup>2</sup> 以上	40	5年 (-)
	無線電話	船舶局に限る(1W~5W)	40	
			(合計で120)	
漁具損壊防止 機器等購入資 金	灯火付きブイ	少なくとも2海里離れた所か ら視認できること	個人 70 団体又は会社 130	5年 (-)
	レーダ反射器付きブイ	有効反射面積2m <sup>2</sup> 以上		
特認資金	定置網用無線遠隔式 魚群探知機の設置	-	350	5年 (1年)
	電気パルス発生装置	-	120	

2 生活改善資金

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
生活合理化設 備資金	し尿浄化装置, 改良 便そう	-	30	3年 (-)
	自家用給排水施設		10	2年 (-)
	太陽熱利用温水装置			
住居利用方式 改善資金	居室の改造	-	150	7年 (-)
	炊事施設の改造			
	衛生施設の改造			
	家事室等の改造			
婦人・高齢者 活動資金	機器等, 生産活動に 要する費用	共同で行うもの	80	3年 (-)

3 青年漁業者等養成確保資金

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
研修教育資金	研修受講費用	農林水産大臣が定める基準	国内 180 国外 100	5年 (1年)
			(合計で180)	
高度経営技術 習得資金	近代的な経営方法又 は技術の習得		150	5年 (-)
漁業経営開始 資金	沿岸漁業の経営を開 始するのに必要な費 用	青年漁業者又はその組織する 団体	2,000 (中核的 5,000) (-部門経営 800)	10年 (3年) バイオ 12年(3年)